

森を見つめる交流促進事業実施要領

制 定 平成26年3月28日 林第708号
一部改正 平成30年3月26日 林第889号
一部改正 令和 2年4月17日 林第 55号
最終改正 令和 3年3月24日 林第820号

(趣 旨)

第1 県土の7割を占める森林は、水資源のかん養や県土の保全など、人々の安全で快適な生活環境を維持するために重要な役割を果たしている。この森林を、全ての県民が一体となって守り育てる意識を高めていくためには、森林から離れた都市部に住む県民等の理解を深めることが課題となっている。

このため、都市住民が、山村で林業や木材産業に従事する人々との交流を通じて、山村地域の実情を知り、魅力を感じる中で、森林・林業等に関する理解を一層深めることを目的とした取組を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

(事業の内容)

第2 都市住民と林業や木材産業に従事する人々との交流に要する経費を支援する。

(事業実施主体)

第3 事業実施主体は、市町村、森林組合連合会、森林組合、林業者等の組織する団体、木材組合連合会、木材関連業者等の組織する団体及びNPO法人又は前記が連携して組織する団体とする。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、バス・施設の使用料、資料代、保険料、講師謝金及び事業実施主体の人件費等とし、食糧費及び備品購入費は対象としない。

なお、補助対象となる人件費の上限は、1人1日当たり5千円とし、その総額は、事業実施主体が単独の団体となる場合では60千円以内、連携して組織する団体となる場合では120千円以内とする。

(補助率及び補助金の額)

第5 補助率は、補助対象経費の2分の1以内で、補助金の額は、事業実施主体が単独の団体となる場合では200千円を上限とし、連携して組織する団体となる場合では1,200千円を上限とする。

(採択基準)

第6 採択基準は次のとおりとする。

- (1) 都市住民と林業や木材産業に従事する人々が交流する活動であること。
- (2) 交流活動に参加する都市住民（以下「交流活動参加者」という。）は、県内を中心に幅広く募集された者とする。

(3) 森林の働きや林業の役割の重要性、木材の良さ等について、交流活動参加者の理解が促進される取組であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

(1) 事業に要する市町村費の一部又は全部に森林環境譲与税を充てている事業

(事業計画)

第7 事業実施主体は、事業計画を作成し、県民局長の承認を得なければならない。

2 事業実施主体は、事業計画書(様式2)を作成し、事業計画承認申請書(様式1)を別に示す日までに県民局長に提出するものとする。

3 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査の上、様式3に事業計画書の写しを添付し、意見を付して、別に示す日までに農林水産部長に協議するものとする。

4 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、様式4により予算の範囲内で県民局に補助金を配分する。

5 前項の通知を受けた県民局長は、様式5により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の内示を行う。

6 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。

(補助金の交付手続き)

第8 補助金の交付手続きは、規則及び要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

2 事業実施主体は、第7の5の内示があった場合は、補助金等交付申請書を速やかに県民局長に提出するものとする。

3 県民局長は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定して事業実施主体に通知するものとする。

4 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に事業(補助対象事業)に着手するものとする。

5 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式2)を県民局長に提出するものとする。

6 県民局長は、前項の実績報告書の提出があったときは、証拠書類等を審査し、適当と認められた場合には補助金の額を確定して事業実施主体に通知するとともに、実績報告書の写しを付して様式6により農林水産部長に提出するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第9 事業実施主体は、おかやま森づくり県民税を活用して事業を実施したことを示すとともに、森林の働きや林業の役割の重要性等について、交流活動参加者のみならず、広く県民に向けた情報発信に努めるものとする。

2 事業実施主体は、交流活動参加者へのアンケート調査等により、事業の成果を検討するものとする。

3 県民への情報発信の実績や、事業成果の検討結果については、第8の5の規定による実績報告書の提出に併せて、任意様式により報告するものとする。

(県の事業推進体制)

第10 県民局長は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

(様式1)

発送番号 第 号
令和 年 月 日

岡山県 県民局長 殿

申請者 住 所
氏 名
(団体代表者名)

森を見つめる交流促進事業計画（変更）承認申請書

このことについて、森を見つめる交流促進事業実施要領第7の2の規定により事業計画書を作成したので、次のとおり申請します。

記

添付書類 森を見つめる交流促進事業計画書

(様式2)

森を見つめる交流促進事業計画（実績報告）書

令和 年 月 日

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
実施区分	単独 ・ 連携
代表者氏名	
連絡先 (電話番号・E-mail)	
団体の概要	

2 実施内容

場所		
内容		
目的		
参加者の対象、 募集方法及び人数		
林業・木材 産業関係者	名称	(代表者名：)
	所在地	
事業期間		

3 必要経費

全体事業費

円 (うち補助対象経費

円)

内容	単価	数量	金額	備考
計				

※ 補助対象外の経費については、備考欄にその旨を記入する。

4 情報発信の内容・方法

--

※ 県民税を活用した事業であること、森林の働きや林業の役割の重要性など、その内容及び方法等について具体的に記載する。

5 添付資料

- ・ 具体的な活動計画（実績）がわかる資料
- ・ 補助対象事業費の根拠となる見積書（実績では請求書）
- ・ 森林・林業等についての情報発信の内容がわかる資料（実績のみ）
- ・ 交流活動参加者へのアンケート調査結果など、事業の成果がわかる資料
- ・ その他参考となる資料

(様式3)

発送番号 第 号
令和 年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇県民局長

令和 年度森を見つめる交流促進事業計画について

このことについて、次のとおり事業計画書の提出があったので、森を見つめる交流促進事業実施要領第7の3の規定により、意見を付して協議します。

記

1 事業計画一覧表

(単位：円)

事業実施主体	実施区分	実施場所	実施内容	補助対象額	補助金額	備考
計						

2 事業計画書

別添写しのとおり

3 事業計画に対する意見

別紙のとおり

(注) 事業実施主体毎に意見を付すこと

(様式4)

林 第 号
令和 年 月 日

〇〇県民局長 殿

農林水産部長

令和 年度森を見つめる交流促進事業補助金の配分について

令和 年 月 日付け、第 号により協議のあった事業計画について、次の
とおり補助金を配分します。

記
配 分 額 円

(様式5)

令和 第 号
年 月 日

(事業実施主体名) 殿

岡山県 県民局長

令和 年度森を見つめる交流促進事業計画の承認及び
補助金の内示について

令和 年 月 日付けで提出のあった、森を見つめる交流促進事業計画については、これを承認します。

つきましては、次のとおり補助金を内示しますので、岡山県補助金等交付規則第4条の規定による補助金等交付申請書を速やかに提出してください。

記

1 事業内容

事業実施主体	実施区分	実施場所	実施内容	補助対象額	補助金内示額
				円	円

2 実施上の留意事項

- (1) おかやま森づくり県民税を活用した事業であることや、森林の働きや林業の役割の重要性等について、交流活動参加者のみならず、広く県民に向けた情報発信に努めること。
- (2) 交流活動参加者へのアンケート調査等により、事業の成果について検討すること。

(様式6)

発送番号 第 号
令和 年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇県民局長

令和 年度森を見つめる交流促進事業実績について

このことについて、次のとおり実績報告書の提出があったので、森を見つめる交流促進事業実施要領第8の6の規定により提出します。

記

1 事業実績一覧表

(単位：円)

事業実施主体	実施区分	実施場所	実施内容	補助対象額	補助金額	備考
計						

2 事業実績報告書
別添写しのとおり